

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和4年6月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治

| 免許の取消をした年月日 | 氏名 | 登録番号 | 取消しの理由 |
|-------------|-------|------|--------|
| 令和4年6月1日 | 吉田 朝幸 | 9034 | 本人の申請 |